

心つみ

第38号 平成5年1月18日
「新年号」



阿賀川Ⅱ期地区

福島県土地改良団体職員連絡協議会

目次

一、新年の御挨拶 福島県土地改良事業団体連合会
 会長 伊東正義

二、新年の御挨拶 福島県土地改良団体職員連絡協議会
 会長 佐原正秀
 戸の口堰土地改良区

三、酉年雑考 吉田幸作

四、「年男」に思うこと 阿賀川土地改良区
 赤崎政司

五、土地改良区と私 湯川村勝常土地改良区
 兼子房男

六、私の改良区での思い出 平土地改良区
 安島眞理子

七、私のストレス解消法 三和土地改良区
 大島初子

八、笑い話 土地連
 蛭田昭八

九、失ってしまったもの 土地連
 畑山卓也

十、三十代は行動の年 土地連
 相倉哲

夢から目標にそして実現を

一、「我がまま」に(好きに)生きて 土地連
 高野久夫

二、酉年にあたり 土地連
 佐藤秀明

三、「思い出」 土地連
 安田明

四、土地改良区と農業委員会 事務局
 大島孫三郎

五、質疑応答 事務局

六、県外研修 事務局
 秋田県仙北平野土地改良区

七、会員名簿 事務局
 平成五年一月一日現在

八、「表紙」県営ほ場整備事業 事務局
 阿賀川Ⅱ期地区の概要

九、編集子 事務局

新年の御挨拶

福島県土地改良事業団体連合会

会長 伊東正義

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には好天に恵まれた穏やかなお正月を新たな希望を胸に迎えられたことお慶び申し上げます。昨年は世界的にも、国内的にも激動の年でありました。アメリカ大統領にクリントン氏が当選しましたが、経済政策等難問題が山積し、我が国に対しても厳しさが予想されます。特にロシアについては経済事情の逼迫から現政権の存在も危ぶまれる状況にあります。国際的にも民族紛争、宗教対立、地球環境問題等が残され今後の行方が心配されます。国内的にはバブル崩壊後の構造的な不況、佐川急便疑惑にみられる政治不信が増すばかりで政治改革の早期実現のため一層の努力をして参りたいと思っております。一方今後の農業につきましては、昨年六月農林水産省が発表した「新しい食料、農業、農村政策の方向」所謂農政プランに基づき農業を他産業並みの労働時間、生涯



新年の御挨拶

福島県土地改良団体職員連絡協議会

会長 佐原正秀

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には希望に満ちた新年を迎えられたことお慶び申し上げます。国内外ともに激動の中で新年を迎え、米の自由化の問題、環境汚染の問題等多くの課題を抱えての一年が予想されますが、一層のご活やくにより、「豊かで住みよい農業農村」の構築のため努力しなければならぬと思っております。

本協議会も会員各位の御協力により十七年目を迎えることができ、常に会員四〇〇余名全員を対象とする事業計画を心掛けております。会員各位におかれましても活発なご意見を待ちしております。昨年七月には、平成四年度総会を相馬市はやしや旅館会議室において来賓多数出席のもと、二十五名の永年勤続会員を表彰できました。続いての研修には、最近話題になっております、地球環境汚染問題について、

土地連佐藤芳久専務理事による「環境問題と経済」の講演をお願いしました。研修の合間に土地連顧問佐藤静雄氏の参議院福島選挙区に立候補の決意が述べられ、本協議会の推せん候補として見事当選を果されました。第二日目は、県営ほ場整備事業相馬中部地区の現地研修を実施することができました。県外研修としては、秋田県仙北平野土地改良区におきまして、市街化に隣接する土地改良区の役割、施設管理の実態を研修することができました。本年も、会員の意向に沿った研修を計画したいと思います。

本年は、衆議院議員選挙が予測されますので、我々の代表に相応しい候補者の必勝を期して応援をお願いします。最後になりましたが、会員各位の益々のご発展と、ご多幸を祈念いたします。新年のご挨拶といたしま

あけましておめでとうございます。
会員各位の御発展と御健勝をお祈りいたします。

顧問	佐藤 芳久	土地連事務理事
参与	野崎 直実	県農林課
会長	佐原 正秀	会津北部
副会長	鷺野谷弘行	鮫川村
幹事	松本 充弘	小高町
幹事	児玉 孝平	土地連
幹事	石幡 信知	伊達西根堰
幹事	森 久	安達疏水
幹事	根本 博	安積疏水
幹事	瀬谷 輝勝	母畑地区
幹事	宮坂 正幸	矢吹原
幹事	阿部 護郎	門田堰
幹事	鈴木 和意	磐城西部
幹事	佐藤 正雄	会津高田
幹事	小林 甫	昭和村
幹事	小野 善男	双葉町
幹事	柳内喜久子	いわき市小川町
幹事	河内 英治	土地連
幹事	三浦 康司	〃
幹事	鈴木 尚	熱塩加納村
幹事	鈴木 忠弘	安積疏水
幹事	稲葉 正	愛谷堰

酉年 雑考

戸の口堰土地改良区

吉田 幸作

五たび年男となり終着駅が間近に迫りつつある。庭の雪景色を見つめながらしみじみ過去の思い出に浸る。農を志し、農に生きようと専念した。しかし野望が手伝って三十代から農協の理事になり、かい間に農業委員

共済組合監事、そして土地改良区の総代にまつり上げられた。息子と二人して経営面積八ヘクタール余、和牛三十頭余の専業農家であった。土地改良区の総代になったのが運のつき、昭和五十九年、農協の夢を捨て

土地改良区に引き込まれた。当時は県、団ばあわせて六地区六〇〇ヘクタール余、おまけに内部經理のごたごたで火中に栗を拾うも同然だった。ようやく落ち着きをとれどもどし

そして昭和六十四年、未収賦課金四千万円余の解消策として地区共同責任制を総代会で議決し、賦課令書の発行までこぎつけた。しかし、町の議会からそれは不当だとして、土地改良区に対する補助金凍結の火の手が上がった。組合員からは異議申し立てが続出し、遂に身を引く結果になった。再び農業にもどった。世の中は有り難いもので、拾う神様があって、現在の職場で、ほ場整備に熱中することができた。酉年になって考えさせられることは、将来、土地改良区という職場に魅力を感じ仕事に打ち込んでくれる職員がいてくれるだろうか、新しい職員が入ってくるだろうか、(退職公務員の天下りは生ぬき職員の芽を摘む)土地改良区の人材育成が叫ばれつつあるが、末端までの浸透はいまのちの感がある。組合員との話し合いは夜、でなければ休日、おまけに待遇は公務員よりはるかに高い。第三次長期計画は達成率五十%台、政府が太鼓を叩い

「年男」に思うこと

阿賀川土地改良区

赤崎 政司

新年明けましておめでとうございませう。早いものですね。今年で土地改良区に勤務して十五年目を向かえます。勤務当時は、「職が合わない」「辞めたい」「辞めたい」……と口ぐせでした。今でも家族から、いつ辞めるのだとひやかされる時もあります。そういう私を変えたのは、ある農家の人だったのです。その人が私に言った事は、「赤崎君、オレがこうして農業を続けているのは同級生に負けたくないから」という気持ちでいるからだという。朝仕事をしていると、ネクタイをしめ、新車に乗って勤めに行く姿を下目で見ながら、彼らには負けたくないという意気込みで農業をしているというのだ。その話を聞いて私は、自分の考えは甘い、足がすぐむ思いがした。又、反面この人達のために土地改良区で自分自分なりにできることをしなくてはいけないのだと改めて考えさせられた。私は常に「農家のために」

を優先に考えるようになったのです。新聞、雑誌などで二十一世紀は農業後継者、担いで不足、法人化等と言われ問題をかかえています。農林水産省は昨年、新農政策を発表し、今年はこの新政策を一つ一つ具体化し国民合意の農政を作る年でもあると言っている。酉年は「収穫の年」「実りの多い収穫の年」と言われています。私はこの十五年間仕事に追われ何とか皆について行くのが一杯でした。平成五年からは農政も新しくスタートする事だし「年男」として酉年の意味のように、今までの経験を生かし仕事に余裕を持ち、常に農業人達と一緒に考え、行動し、励まし、支援し合い、お互いの力を尽くし合って、共に歩んで行きたいと思えます。

土地改良区と私

湯川村勝常土地改良区

兼子 房男

「光陰矢の如し」で農家の長男として生まれ育ちながら、どういう仕事をしている所なのか知らずに、昭和五十五年土地改良区に奉職し、先輩方の御指導をいただきながら今年で十三年目となります。

当土地改良区は、会津盆地の中央に位置し、北流する阿賀川の右岸に広がる耕地約六百haで、水稲の反収は県下でも一、二を競う程高く、又大同元年に名僧徳一大師によって開かれた、名刹勝常寺がある正に「米と文化の里」にあります。

又本地区は、阿賀川に取水源を求めている団体では最末流であり、昔から用水確保には頭を悩まして来ており、取水施設は阿賀川に二カ所、旧湯川に一カ所の堰を設け、更に補助用水として揚水機三ヶ所、深井戸揚水機三ヶ所を設け、昭和五十二年に関係機関の御指導と御協力を得て、用水不足と水質汚濁の抜本的解消を目的に着工された、会津南部地区区

でも踊る農民はいない。踊らせようとするれば大区画だ、やれ二十一世紀モデル事業だと説得に一苦勞、始めてみれば思うように予算がこない、それでも前進あるのみ。農地転用はどんどん進む、将来を思うとぞっとする。努力の甲斐あって平成二三年度で三地区県ば六百八十町歩余を採択にもちこんだ。四年度にもう一地区あげて後進に途を展きたかったが残念でならない。県営事業であっても、いづれは土地改良区が動かなくてはならない。事業をスムーズに進めるには職員の活動を活発にする以外にない。それにはそれなりの費用が必要であり受益者に負担の影響が出てくる。出ないわけにはいかないが、せめて換地経費のよりに事務費(換地以外の人件費)も事業費として補助の対象にはならないものだろうか。推薦した偉い先生方が全国ではいっぱいいるはずだ、選挙運動(政治献金)が足りなかったのかも知れない。酉年は選挙がありそうだ。一生懸命ボランティア精神で運動をしたい。さらに後継者育成を最重点課題とすることを誓って、残任期間を、おおいに翔たきたい。

営灌排水事業が平成四年に供用を開始し、平成五年度完成の予定となっております。一方、農地の集団化、耕地の汎用化、用排水路の整備等により、農業の近代化と経営の安定を目的に、県営灌漑とセットで始められた県営圃場整備事業は、昭和五十五年八月に着工し、平成元年度に竣工となり現在に至っております。昭和五十五年当時は県圃事業が始まった年で、従前地の土地評価、地区境界の測量、一時利用地の測量等で、同じ地区にいながらまだ行ったこともなかった地区に出向き、悪条件の中でも米作りに情熱を傾むけておられる組合員の方々に接したり、目の前にある橋を渡ればいいのに渡らず、川に落ちたり、冬になると寒風の中、湛水均平直後の田に足を取られてころび、先輩の皆さん方に迷惑をおかけしたこと、その後の想像を絶する、人間の欲望をむき出しにした換地等々が、昨日の様に思い出



「十年ひと昔」と言いますが、当地区も専業農家の減少と若者の農業ばなれによる、担い手農家の高齢化と後継者難が深刻化しており、物言わぬ農畜産物と言う生命を創り出す喜びを、知らない人が増えつつあります。そして生活環境の向上と混住化の進展の中で、セブンイレブンのない村にもカラオケボックスができたり、先人達の努力によって継承されてきた用排水路の施設に、心ない

私の改良区への思い

平土地改良区

安島 眞理子

明けましてお目出度うございます。私は縁あって、この仕事に従事して早や七年になります。初めは、この仕事のいろはも判らず飛び込みましたが、仕事の内容の複雑さに辞めようかと思つた事は一度ならずありました。併し農地事務所、市の農地課、土地連の方々の優しさと親切な御指導、諸先輩や他の改良区職員の暖かい御協力により、何とか頑張つて参

人達が汚濁物を投棄するのを見聞きするにつけ、今後土地改良区の、地域の活性化、生活環境の改善等に果たす役割も、年々大きくなると同時に、急激に変わるであろう農業形態に対応し、土地改良区の有り様も変わってくると思います。今年も西年で私の年です。微力ながらも、水と組合員を第一に考えて、自分の健康とも真剣に対話しつつ、これからも頑張っていきたいと思

りました。最近では設計書の見方も何とか理解出来るようになり工事現場を見廻りに行ったりと、その時々々の状況を把握出来るようになり、仕事に対する興味も湧き、張合も出て来ました。併し事業地区にもかわからず賦課金の未納の対策には本当に苦勞をしました。自分の足で何度となく何って手にした時の安堵感、それから、あの小さな田畑や曲がりく

私のストレス解消法

三和土地改良区

大島 初子

明けましておめでとうございます。土地改良区に勤務して早いもので十八年になります。勤務当初は、女の事務員が私だけだったため、仕事

もちろん、人に馴れるまで随分時間がかかりましたが、そんな中、農地事務所へ書類を提出に行き、他の改良区の職員の方(女性)に会うの

がとても楽しみでした。会えば書類が出来ていなければ手伝ってもらい、仕事の苦勞話や、子育ての話など随分勉強になりました。それは今も同じで、事務員が私一人となった為、人恋しくなり、農地事務所へ行く時は、誰か来ていないかななどと思いつつながら行く、そして来ていると、とてもうれしくなってしまう。何も改まった話などないが、取り留めのない話に花を咲かせて帰って来る。これが結構ストレス解消法になっています。

私のもう一つのストレス解消法は、推理小説を読むこと、読み始めるともう本の主人公にでもなった様に、わくわくしながら謎解きをし、犯人を捜して行く、最後に解決するど頭の中がスキッとする。これが私にはとても良いストレス解消法です。又、これからもより多くの人と出合い親睦を深め、勉強して行きたいと思

できます。昨今は「ベルトが伸びれば、命が縮む」、アルコールを飲み過ぎなければ「百薬の長」、タバコ(包装の印刷)あなたの健康を損なうおそれがありますので、吸いすぎに注意しましょう。喫煙マナーをまもりま

月二十日改正されました「土地改良法」に基づいて、法人化されることになったのであります。土地連の誕生日は、昭和三十三年三月二十三日午後一時で、出生地は、福島市杉妻町二一十六の県庁正庁で、同年六月十九日農林大臣の認可(全国で二十番目)があり、七月十一日登記を完了し、本年三月をもって三十五歳(人間なら油ののった働き盛り)を迎えることになりました。

笑い話

土地連

蛭田 昭八

会員の皆さん、明けましておめでとうございます。謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

雪のような、飯(まんま)食って木端(こっぱ)のような、魚食つて

月並みの言葉ではありませんが「一年の計は、元旦にあり」と申しますが一、九九年(酉年)の正月は、皆さんは何如がお過ごしになりましたか。

正月なんて、いいもんだと古(いにしえ)から伝わる言葉で、常には質素な生活をしていても、正月はいかに沢山のうまいご馳走を食べることにしていたか

ねった道水路が立派な区画形状になった姿を見た時、農作業の事は、まるで知らない私でさえ、これで朝めし前のひと仕事も可能だろうと思うと大変嬉しく思いました。いよいよ面が出来れば一時利用地の指定です。これは各自の財産が絡む為、なかなか難しい特に役員諸氏の配反が問題であり、他の地権者からは役員

でひと安心、と思いきや我改良区には豊間ゴルフ場の新設事業が、舞い込んで参り、それだけでなくも手不足なのに、ほどほど困りました。それがこの頃尻つぼみとなりゴルフ場の影も薄くなり胸をなで下しました。いよいよ最後は確定測量、一時利用地変更指定も済、換地計画の作成、換地計画に対する権利者会議の到達夜半まで喧々ごうごう議論を戦かわし、何とか取りまとめられた時の嬉しさは忘れられません。その後、換地処分

それでは、土地連の前身は、ということになりませんが、法人格を有しない「土地改良協会」であります。そこで、当時の事務局長でありました佐久間和三郎(福島市永井川在住、九十歳)さんらが、機会あることに全国の会議において、法人の制度化

と質問され「定款が認可になってから集める」と回答したところ、それでは、基金が集ってから、定款変更で申請するよう指導を受けましたが、佐久間さんの熱意と説得力により、係官は「それでは、内部で検討した上で………」ということ

への協力ならびに綱引き指導者講習会を開催し、綱引き競技の普及・審判員の養成をしていきたい。

職場において綱引き愛好会ができ、福島市や県の大会に「土地連エンジャーズ」と称して出場している。成績については、福島市の選手権大会で第三位になったことがあるが、今後上位を狙えるチームをつくって行きたいと考えている。ドッチボール競技は、綱引き審判員の仲間からさそいがあり昨年審判員の資格を取得し、本年度は地区の推薦により福島市体育指導員に命じられ、地区のことも連に競技の指導を行ってきた。ドッチボールについてもテレビ等で取り上げられメジャーな競技になってきている。「ドッチボール」「綱引き」競技は、これからさらに盛んになるスポーツと考えている。

二つ目の環境問題については、松川地区に、或る電気メーカーが昨年空き缶回収機「クウカン鳥」を構内に設置し、地域の住民が空き缶一個持ち込みに対して二円の還元をする企業運動を始めたことに思いを馳せ、私としては、たまにジョギングをしていた時間を道路の空き缶回収にあてていることである。先日は約一時

間ほど四号国道バイパスを歩きながらごみを回収したが、百メートルも進まずごみの多さにビックリした。

ごみは、コンビニエンスの袋に入れた弁当と空き缶、たばこのポイ捨て、車のホイールキャップ、タイヤ、壊れたテレビなど。少しでも「美しい自然」「おいしい空気」を維持し、さらに美しい環境をつくるため、一人一人の大人が「相手を思いやる」「物を捨てない」「物を拾う」「まわりをきれいにする」「子どもたちに教える」等々、できることから実践していきたいものである。



酉年にあたり

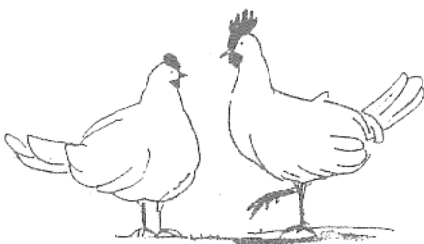
土地連

佐藤 秀明

ると思います。

さて、今年の新年早々には皇太子妃内定のニュースで日本全体が明るいムードとなり長引く不景気を吹き飛ばしたいものです。それと同時に出生率の低下にも歯止めになればと期待したいものです。

酉年なので悪い事は三歩あるいたら忘れたいものです。今年も良い年であります様にお祈り申し上げます。



明けましておめでとうございます。今年も酉年なので、酉にあやかり今までより大きく羽ばたく年にしたいものです。

私は、小さい頃から、コウノ鳥は子供を運んでくる鳥と教えられ、縁起の良い年になるのではないかと思われ、結婚や出産には、良い年と思われまます。

又、農業経営者の高齢化が進み、後継者の確保が深刻な農家が多くなっているのも、学校を卒業してそのまま農業に就く若者は、年間全国で千七百なそうです。農家離れに対応するには、土地改良を基盤に大区画化を推進させ、生産性の向上と規模拡大や経営の安定を図るためには、いろいろな経営の方法を導入し、又は、高齢化を迎えるにあたり独自の福祉制度や福祉施設の増設及び充実を図り健康管理の計画を立て実行し魅力ある地域の活性化に努めれば、農家に対しても若者の定着に期待ができます。

思い出

土地連
安田 明

なく今後は、一設計者としてでなくその土地で一生くらす、一受益者の目で見心安らぐ田園風景が出来るよう設計に心がけたいと痛感しているところです。

最後になりましたが「むつみ」愛読の皆様方が今年も幸せに御過ごしにされることを心より御祈りしてペンを置きます。



土地改良区と農業委員会

土地連

大島 孫三郎

土地改良区の役員、職員については定款規約によってその定数が設けられている。職員の雇用は財政運営に欠かせない問題である。

職務に励んだが事業も終局に近づくにつれて退職を余儀なくされる。と云って再就職する職場もなく、今年のように不景気ともなれば尚更である。

継続性のない、一時の業務のため安易に職員を雇用することは、財政に破綻を生ずる結果となりはしないか、有能な職員を採用しても、財源難から継続雇用出来なくなることが生ずる。特に、ほ場整備事業の実施により多くの職員を雇用する事例は過去にいくつでもあり、一番働き盛りに将来を夢みて情熱を燃やして、

土地改良事業が、地域発展の原動力(起爆剤)として位置づけられるならば、関係市町村職員の派遣を考えられないものか、積極的に要請してはどうか。県内の自治体でも一般の業務と同様、職員が兼務で実施しているところも数多くある。土地改良区には、平衡交付税(金)がある

古川という沼があった。沼といっても名前の通り昔は、阿武隈川の河川敷であつたらしく細長く、一ヘクターほどの面積の沼で回りは湿地帯で一面葦が密生していました。

私が小学生の頃よくこの沼に釣りに行ったもので「鯉、鮒、鯰、雷魚」などたくさん魚がいて子供達の恰好の遊び場となっていました。釣り場に行くまではこの葦原の内を通って行くが子供の背丈にしては葦の高さは、異様に高く葦原に入り込んでしまうとまるで自分が、探検隊の一員にでもなったようで胸はずませながら通り抜けたものでした。又初夏になると「よしきり」が巢を作り卵を抱いており自分にしか分からないように道しるべを付け学校から帰るとランドセルを玄関にほうり投げて一目散に駆けていって孵化するのを毎日楽しみにしていたものでした。あれから二十数年思い出の場所も今は、砂利採取場となっており毎日シヨ

ベルカーが黒煙を吐き出しながらせわしなく砂利を掘っています。

現在、私は土地連に就職して以来十数年間技術部に席を置き「ほ場整備事業」の設計に携わってきました。はじめの頃は自分が設計した水路、道路等が整然と完成した現場に立ち、土地改良事業に従事することができた喜びを感じたものでした。今、土地改良は大区画ほ場の時代に入り高生産性は場の整備が叫ばれていきます。たしかに生産性のアップ、土地の集積等は現在の日本の農業には不可欠な事と思います。しかしながらもう片方で叫ばれている環境保全も人間が生活して行く上で大切な問題であり私が自分の幼少時代をなつかしく思うように今の子供達にもそのような思い出を作ることの出来る自然を守ってやるのが私達、大人の義務でないでしょうか。自分は今後土地改良事業に従事していくつもりですが事業効果のみを追求すること

わけであり、特に現場整備事業の実施により、従前と比較して農地の固定資産税の増額はどの位になるかは不明だが、道水路が整備されることにより次三男対策としての宅地転用もあり、各種税額の増収も考えられる。機会があつて、識者の話を聞くことが出来た。現在自治体におかれては農業委員会は職員も充足されているが、本来の農地利用関係の調整、交換分合は二の次で農地転用の審査等を主な職務としていると云う。又農用地の利用権設定等促進事業の推進は土地改良区が一番適しているとも話している。このようなことを総合すれば土地改良区も、農業委員会同様の助成措置も必要であると話されたことが印象的である。

大きな施設を有し広域な土地改良区はその運営は比較的可能と思われるが、零細な土地改良区は、大型合併により健全な運営を図るため自治体に対して、大巾な財政援助をお願いしてはどうだろうか。出来得ることであれば、土地改良事業補助金の事業費に対する補助率を少し下げても、土地改良区の運営に対する助成に廻して貰えばいいと思う。それには土地改良区として賦課金及び基

準財政需要額等一定の枠組を定めなければならぬとすれば中々むづかしいものか？

今回県が推進している土地改良区合併のモデル計画である。ほ場整備のための、土地改良区の設立を始めとし二重、三重加入の土地改良区等を解消すべきである。あらゆる、私情、感情をすてて農村が繁栄かつ安住の地となるためにも、役員のみにかまかせることなく事務局として積極的に計画に参画出来る機会を作るべきと思うが：

質疑応答

問 開発行為とはどのようなことをいうのでしょうか。

答

一 開発行為とは、一般的には土地の区画形質を変更して宅地を造成したり建築物を建設したりすることを言い、開発行為が農地において行われる場合には、農地転用を伴うこととなります。

法令上は「開発行為」は、都市計画法第四条第一二項の「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」を指して呼

ばれるのが一般的です。

(注)「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの(例えば、アスファルトプラントなど)又はゴルフ場その他大規模な工作物で政令で定めるもの(例えば、野球場、陸上競技場等の運動・レジャー施設で一ヘクター以上のもの)とされています(同法第四条第一項)。

二 具体的には、例えば次のような行為がこれに当たります。

- ① 住宅用地、工場用地等の造成
- ② コンクリートプラント、アスファルトプラント、危険物貯蔵・処理場等の設置のための用地造成
- ③ ゴルフ場、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設建設のための用地造成

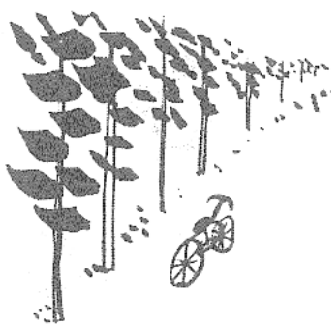
問 開発行為によって土地改良施設の管理にどのような影響を受けるのでしょうか。具体的に説明してください。この場合、どのような対応が考えられますか。

開発行為者との具体的な調整の内容について説明してください。

答

一 土地改良区の内外で開発行為が実施されますと、その土地からの排水の排出量の増加、雨水の流出形態の変化、土砂の流出等が生じ、その結果、土地改良区が管理する水路、農道等の土地改良施設に関して、水質の悪化、溢水・湛水の発生、施設の早期老朽化、管理責任の増大等という形で諸々の影響が及ぶ場合も生じます。

このような開発行為に伴う影響とその対応策を主要な土地改良施設ごとに類型化すればおおむね次のとおりです。



考えますが、この場合どのような点に留意したらよいでしょうか。

答

一 水路等の改良工事についての費用負担

水路及びため池の改良工事(用排水路の分離、水路の拡幅、フェンス等の安全施設の設置等)、農道の改良工事(農道の拡幅、ガードレール等の設置)又は排水機場の改良工事(排水能力の増加工事、フェンス等の安全施設の設置)が開発行為の起因して実施する必要性が生じたものであればこれらの工事に係る費用については、基本的には開発行為者に負担を求めべきものと考えられます。

二 水路、ため池、農道又は排水機場についての維持管理費用の負担

(1) 増高する維持管理費用の具体的な内容

開発行為に起因して増高する土地改良施設維持管理費用としては、具体的には次のようなものが考えられます。

- ① 水路及びため池
 - ・ 浚渫費用、藻刈り費用、安全施設の補修費
- ② 農道

土地改良施設の区分	影響の具体的な内容	対応策
①水路及びため池	(1)下水の流入量の増加による水質の悪化、溢水のおそれ	下水道又は集落排水施設の整備、終末処理施設の設置、用排水路の分離、浚渫の励行
	(2)雨水の流入形態の変化による溢水のおそれ	下水道又は集落排水施設の整備、遊水池の設置、水路の拡幅、深堀、ため池の拡大
	(3)土砂の流入による汚泥のたい積、施設損壊のおそれ	地盤の改良、擁壁の設置、浚渫の励行、沈殿池の新設
	(4)市街化の進展による転落事故の発生のおそれ	フェンス等の安全施設の設置、暗渠化
②排水機場	(1)雨水の流入形態の変化による施設の損壊、機能劣化、運転時間の増大	排水施設の整備、遊水池の設置、運転時間の延長
	(2)下水の流入量の増大による施設の腐蝕	下水道又は集落排水施設の整備、終末処理施設の設置、補修・点検の励行
	(3)市街化の進展による転落事故の発生のおそれ	フェンス等の安全施設の設置
③農道	(1)交通量の増加による農道の老朽化	農道の市町村への移管、農道の拡幅、補修の励行
	(2)一般交通の利用による交通事故の発生のおそれ	ガードレール等の設置、農道の市町村への移管

問 開発行為者との具体的な調整の内容について説明してください。

答

開発行為による影響への対応策について、開発行為を行う者(以下「開発行為者」という。)と土地改良区との間の協議調整の内容は次のように大別することが出来ます。

(1) 開発行為者において土地改良施設の管理に及ぼす影響を防止し、又は除去するための施設設備の整備(例えば、新たな施設設備の設置、土地改良施設の能力増強等)を行うこと。

(2) 土地改良区が開発行為者の適正な費用負担の下に自ら上記の施設設備の整備を行うこと。

(3) 開発行為者が開発行為に伴う土地改良施設の管理に及ぼす影響を防止又は除去する措置(例えば、水路の浚渫等)を行うこと。

(4) 土地改良区が開発行為者の適正な費用負担の下に上記(3)の影響防止措置(例えば、排水機の運転時間の延長等)を行うこと。

問 開発行為者との調整の手法として費用負担を求める場合もあると

福島県土地改良団体職員連絡協議会研修事項

参加人員 土地改良区及び土地連 31名

1. 土地改良区の概況

○地区面積	田	9,664ha
	畑	- ha
	その他	- ha
	計	9,664ha

○組合員6,927名

理事	40名 (内員外8名)	費用弁償又は報酬88,000円
監事	9名	" 88,000円
総代	100名	" 9,500円 (年間2回開催)
職員	16名	3課 4係

2. 賦課金について

- (1) 経常賦課金 田10a当り 1,500円 徴収率 98.2%
(維持管理費を含む) 未収金 40,000千円
- (2) 事業費に対する賦課金10a当り最高9,034円、最低1,351円
(6階級による)
- (3) 水田転作、休耕に対する水利賦課金に対する取扱いについて
一般同様賦課している。

3. 賦課金の未納対策について

- (1) 未納者に対してはどのようなことをされていますか。
分割納付、誓約書の提出等により未収賦課金対策をしている。
- (2) 強制徴収(滞納処分)を実施したことがあればその状況。
滞納処分 3件 (1件、金額納入。1件、分割納入。1件、競売)

4. 地区除外決済金について

田 10a当り平均56,134円

5. 土地改良施設の維持管理について

- (1) 管理する水路を暗渠化して、例えば駐車場、公園等の高度利用施設あればその現況。
特にありません。
- (2) 用水路等への転落事故等に対する損害賠償保険加入の有無。

○ 保険料 km当り700円

てん補条件	対人限度額	1名	30,000千円
	1事故		100,000千円
	対物限度額	1事故	3,000千円

農道及び安全施設の補修費、側溝の新設又は補修費

③ 排水機場
運転経費、排水機及び安全施設の補修費

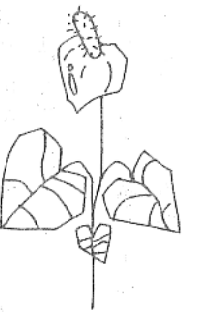
(2) 費用負担の方法

(1)に掲げる費用については、開発行為者と契約を締結し継続的な形で年間の維持管理費用を分担金として開発行為者に負担してもらおうことが望ましいと考えられます。しかしながら、開発行為の後において、開発区域内の土地につき所有権の移転又は使用収益権の設定が行われ、これらの権原の主体が負担することが適当と認められる場合には、開発行為者の確実な担保の下に、これらの権原の主体が負担することとするのが妥当と考えられます。

また、前述のいずれの方法にもよりたい場合には、開発行為によって影響を受ける施設の耐用年数等を勘案の上、長期的視点にたつて算定した妥当な額を一時金の形で開発行為者等から負担してもらおうことも例外的にはやむを得ないでしょう。

更に、これらの調整に当たり施設を更新する必要が生じた場合の費用の分担等についても取決めを行っておくことが望ましいでしょう。

県外研修



この研修も例年のこと乍ら研修地の選定に苦慮するところでした。平成二年三年度はいずれも十一月六日、七日の実施でありましたが今年も紅葉も早いと云うことで秋田県土地連にお願ひして仙北平野土地改良区に決定をいたしました。全山紅葉とはいかずところどころの紅葉でした。

本年度は八月下旬各会員所属理事長あて参加のお願ひとしましたが役員会、総代会、稲刈等々で参加人員もつかめず一時は今年も県外研修は中止をせざるを得ないかと各支部あてお願ひいたしました。

郡山、会津若松、原町各支部の方々のご強力を頂き何とか最低人員の参加により実施することが決定されました。

来年度以降の県外研修については

平成三年度の幹事会でも話題になりましたが中止を含め再考しなければならぬと思います。

漸くのことで去る十月七、八日の両日秋晴れの好天に恵まれ郡山駅を八時いつもと違った常磐交通のバスで出発、土地連を経由一路総勢三十一名が研修地に向いました。仙北平野土地改良区の場合が不案内のため大曲市内〇〇事務所で道順を聞きましたが余りにも方言が強くよく聞き取れなかったことで十分位探した

が解らずやむなく仙北平野土地改良区職員のお迎えを受けることになり計画の不手際で申し訳なく思いました。

改良区両課長の説明の後活発な質疑応答が行われ無事研修を終了することが出来ました。この研修を参考として各土地改良区に合った規定の充実など研修の効果を期待したいものです。

午後六時三〇分反省会を兼ね懇親会を開催した。宴会部長の司会で各自自己紹介の後得意の歌で宴席を盛り上がり楽しい反省会を行うことが出来ました。

翌日、小岩井農場、盛岡手づくり村と観光。昼食は盛岡名物糠子そば。美人の給仕とかけ声で競い合うのが本当だと説明書にはありましたが、掛け声もなくそんなことからかわずか十杯でやめた会員も居たようです。出来ることならば美人の掛け声で再度挑戦してはどうだろうか。途中二回の休憩をしながら東北自動車道を南下、予定どおり到着することが出来ました。遠路早朝よりお出掛けくださった会員始め参加された皆様本当にご苦労様でした。

適正化事業 実施一覧表 (単位: 千円)

加入年度	実施年度	加入施設	加入金額	拠出金	自己資金	備考
54	54	荒巻頭首工	4,000	240	400	S.54~S.58
55	55	万太郎川頭首工	1,500	90	150	S.55~S.59
55	55	払田堰揚水機	1,500	90	150	S.55~S.59
56	56	幹線2号分水工	2,000	120	200	S.56~S.60 支用22.23.24
56	56	石持堰頭首工	3,000	180	300	S.56~S.60
56	56	窪堰川水路	1,000	60	100	S.56~S.60 支用27.29.30
56	57	上総川分水工	2,450	147	245	S.56~S.60
56	57	北川2号水路	1,600	96	160	S.56~S.60
56	57	窪堰川水路	1,450	87	145	S.56~S.60 支用28
56	58	支用9号分水工	2,000	120	200	S.56~S.60
57	58	齊内川頭首工	3,000	180	300	S.57~S.61
57	59	幹用1号分水工	3,000	180	300	S.57~S.61 支用1.2.3
57	60	支用5号分水工	2,000	120	200	S.57~S.61
57	60	支用12号分水工	2,000	120	200	S.57~S.61
57	61	支用4号分水工	3,000	180	300	S.57~S.61
58	62	荒巻頭首工	6,000	360	600	S.58~S.62
59	62	北川分水工	5,500	330	550	S.59~S.63 支用6.7.8
60	63	石田頭首工	5,500	330	550	S.60~H.1
61	63	2幹分水工	5,500	330	550	S.61~H.2
62	63	与吉川水路	4,000	240	400	S.62~H.3
62	元	窪堰分水工	2,500	150	250	S.62~H.3
63	元	齊内川頭首工	4,000	240	400	S.63~H.4
63	2	1幹第1水路	10,000	600	1,000	S.63~H.4 点検整備
元	元	玉川頭首工	3,500	210	350	H.1~H.5 システム
元	2	1幹第2水路	7,500	450	750	H.1~H.5 システム
元	3	幹用4号水路	6,500	390	650	H.1~H.5 システム
2	4	1幹第3水路	6,000	360	600	H.2~H.6 点検整備
2	4	丸子川頭首工	7,000	420	700	H.2~H.6 5幹・福5・支25・26
3	3	承水路	6,000	360	600	H.3~H.7
3	4	幹用3号水路	7,000	420	700	H.3~H.7 システム
3	5	1幹第5水路	7,500	450	750	H.3~H.7 システム
3	7	北川水路	5,500	330	550	H.3~H.7
4	5	幹用2号水路	4,000	240	400	H.4~H.8
4	6	1幹第4水路	11,500	690	1,150	H.4~H.8 点検整備・システム
4	6	荒巻頭首工	8,000	480	800	H.4~H.8 支12
5	7	支用4号水路	4,000	240	400	H.5~H.9
5	7	与吉川水路	4,500	270	450	H.5~H.9
5	7	2幹水路	6,000	360	600	H.5~H.9

(3) 過去において、人身事故で土地に損害賠償を求められたことがありますか。あればその実態。
施設の管理に起因する事故はない。

(自殺、酒酔いによる人身事故過去に7~8件あり。賠償要求なし。)

(4) 幹線用排水等直接管理をしている以外の施設の管理は、どのようにされていますか。

○委託管理しているもの 75件。

内契約によるもの 75件

その他 なし

委託料 7,201,000円(延長、水量により委託料算出)

6. 土地改良施設維持管理適正化事業の取組み方法と実施状況について

計画的に実施している。別添一覧表のとおり

7. 施設の他目的使用について

(1) 浄化槽放流水に対する使用許可はどのようにされていますか。

用排水路管理規定、用排水路等使用規則による。

(2) 使用料は区分により異なると思いますが毎年ですか、浄化槽設置時1回ですか。

種別排水量により毎年徴収している。

(3) 家庭用雑排水の流入の対応はどのようにされていますか。

現在行政当局に下水道の早期実施を要望している現状であり当区としてその対応に苦慮している。

(4) 使用料の基準があれば教示願います。

種別排水量により使用料を別表のとおり定めている。

8. 関係市町村の財政援助状況

(1) 経常的な運営に対する助成 各市町村毎に なし

(2) 維持管理費に対する助成 なし

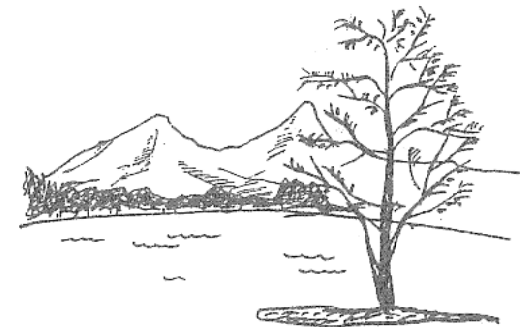
(3) 事業費に対する助成

地元負担額の排水のための一級河川施工分については地元負担額5%金額。

9. その他

(1) 非農家が土地改良事業によって、例えば用排水路農道の整備により今まで以上に著しい利益を受ける場合、その者から土地改良区が費用を徴収することが出来るとありますが、徴収の事実があれば教示願います。

特になし。



2、他動的用途外使用（1年につき）

種類	排水量	単位	金額	付記
雑排水	一般家庭排水	1戸	-	
	営業用排水	〃	4,000	
工場排水	1日5m ³ 未満	1m ³	13	年間300日として計算
	1日5m ³ 以上20m ³ 未満	〃	12	〃
	1日20m ³ 以上60m ³ 未満	〃	11	〃
	1日60m ³ 以上	〃	10	〃
	給油所（油分離槽）	〃	13	〃
	自動車整備工場（〃）	〃	12	〃
	その他油取扱所（〃）	〃	10	〃
し尿浄化槽	7人槽以下	1基	4,000	
	15人 〃	〃	8,000	
	20人 〃	〃	11,000	
	30人 〃	〃	17,000	
	50人 〃	〃	28,000	
	75人 〃	〃	42,000	
	100人 〃	〃	57,000	
	120人 〃	〃	68,000	
	150人 〃	〃	85,000	
	200人 〃	〃	114,000	
	250人 〃	〃	142,000	
	300人 〃	〃	171,000	
	350人 〃	〃	220,000	
	400人 〃	〃	228,000	
450人 〃	〃	257,000		
500人 〃	〃	285,000		
501人槽以上	〃	285,050～	1人増す毎50円加算	

別表第1

廃水水質基準

1、し尿浄化槽

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度(pH)	水素指数	6.0以上 ~ 7.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき ミリグラム	90以下(処理対象人員10人迄) 60以下(〃 11人~50人迄) 30以下(〃 51人以上)
浮遊物質(SS)	〃	90以下

2、し尿浄化槽以外の施設

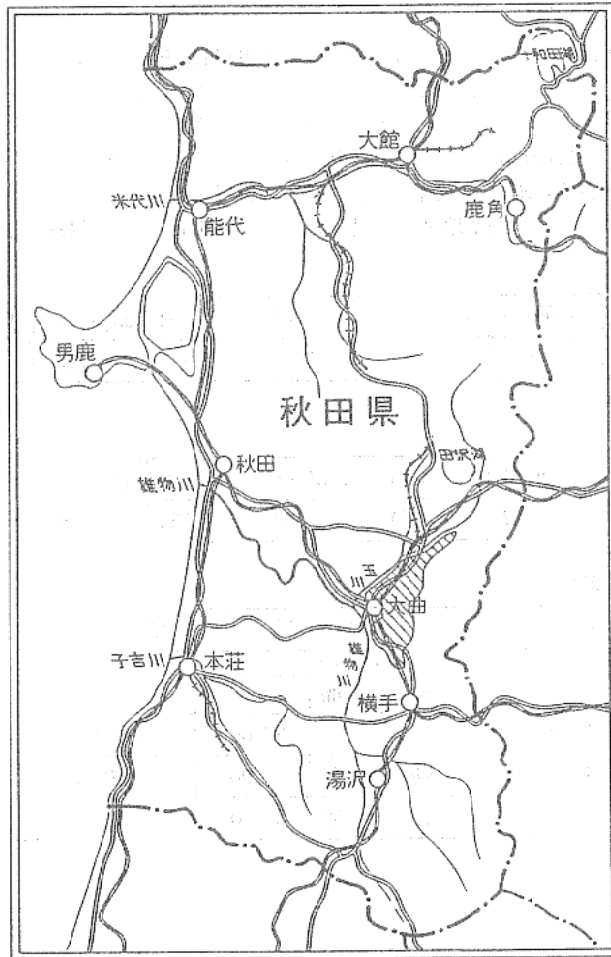
項目	単位	許容限度
水素イオン濃度(pH)	水素指数	6.0以上 ~ 7.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき ミリグラム	60以下(放流量1日5m ³ 未満) 30以下(〃 〃 5m ³ 以上)
化学的酸素要求量(COD)	〃	60以下(放流量1日5m ³ 未満) 30以下(〃 〃 5m ³ 以上)
浮遊物質(SS)	〃	90以下(放流量1日5m ³ 未満) 60以下(〃 〃 5m ³ 以上)

別表第2

1、施設の他目的使用（1年につき）

種類	単位	金額	付記
電柱	1本	120	支柱、支線は1本とみなす
鉄塔	1m ²	200	占用面積
管埋設	1m	30	口径30mm未満
	〃	50	〃 以上
	〃	200	ヒューム管
広告塔及び看板	1m ²	5,000	表示面積
仮設建物	〃	500	材料置場等を含む
橋梁	〃	500	
その他			その都度定める

秋田県仙北平野土地改良 事業概要図



秋田県仙北平野土地改良区
秋田県大曲市住吉町2番6号
TEL 0187 (62) 0180

契約金

種類	排水量	単位	金額	付記
雑排水	一般家庭排水	1 戸	2,000	
	営業用排水	"	4,000	
工場排水	1日1m ³ 未満	1 工場	16,500	
	1日1m ³ 以上	"	18,000 ~	1m ³ 増す毎 1,500 円加算
	給油所 (油分離槽)	1 基	20,000	
	自動車整備工場 (")	"	20,000	
	その他油取扱所 (")	"	10,000	
し尿浄化槽	7人槽以下	1 基	10,000	
	15人 "	"	19,000	
	20人 "	"	21,500	
	30人 "	"	26,500	
	50人 "	"	36,500	
	75人 "	"	49,000	
	100人 "	"	61,500	
	120人 "	"	71,500	
	150人 "	"	86,500	
	200人 "	"	111,500	
	250人 "	"	136,500	
	300人 "	"	161,500	
	350人 "	"	186,500	
	400人 "	"	211,500	
	450人 "	"	236,500	
500人 "	"	261,500		
排水	501人槽以上	"	262,000 ~	1人増す毎 500 円加算

秋田県仙北平野土地改良区

1. 設立年月日

指令耕 1,069号 昭和44年9月18日

2. 事業

- (1) 国、県営仙北平野土地改良事業により造成されたかんがい排水施設の維持管理
- (2) かんがい排水施設の災害復旧事業

3. 土地改良区事務所の所在地

秋田県大曲市に置く

4. 土地改良区の機構

総代 100名
役員 理事40名(組合員外理事8名) 監事9名

5. 経費の分担

(1) 資金計画

区分	国庫補助率	県費補助率	地元負担率	地元負担内訳		附記
				農林漁業資金	自己資金	
国営	一般	73.94%	13.03%	13.03%	-	建設利子年6分5厘複利 2年据置15年償還(61~77)
	特別	71.18%	14.41%	14.41%	-	
県営	用水	50%	25%	25%	100%	5年据置20年償還
	排水	50%	45%	5%	100%	〃

(2) 賦課金

賦課金は、經常賦課金と特別賦課金及び維持管理費に分類される。

- 經常賦課金は当土地改良区の運営事務費に当てるものであり、当改良区の地域内にある土地(田)の全部につき、当該年度の予算に基づき地積割に賦課する。
- 特別賦課金は法第90条、91条に規定されている、国・県営事業の地元負担金及び、地元負担金に当てるものであり、その負担率は、前述の資金計画のとおりであります。

更に当土地改良区はこの負担、分担を、(イ)排水事業 (ロ)用水事業と二分しております。

(イ) 排水事業

国・県営土地改良事業が農業投資である以上、現行法上は、原則として、受益者(法第3条資格者)が、その費用の一部を負担することが、立前であります。しかしながら排水改良事業は明かに非農業部門にも利益が発生し、しかも排水受益の把握が困難であり、非常に公共的性格が強いため単に受益者のみの負担では公平をかくものであり、事業遂行上困難を期すと考え、関係市町村がこれを負担することに決定している。

(ロ) 用水事業

稲作の収穫と用水は不可分のものであり、用水事業負担については受益者負担である。受益者負担は6段階の不均一賦課であり、この負担算定根拠は次の通りである。

当事業地域の現況用水系統は97に分類されるが、それぞれの水系ごとに (1)干ばつ防止 (2)水害防止 (3)圃場整備 (4)乾田化 (5)維持管理の5項目について種々の技術的資料と、事業効果を総合的に検討し、採点方式による分類をして、6段階に位づけをした。

(イ) 維持管理費

当改良区定款第4条の事業の内国・県営事業が造成した、かんがい排水施設の維持管理をする為の費用である。

(ロ) 災害復旧事業費

国・県営土地改良事業により造成され、当改良区が管理受託した施設が災害を受けた場合のみ負担する費用である。

仙北平野土地改良事業の概要

1. 事業の目的

本地域は、秋田県仙北平野のほぼ中央に位置し、一市七ヶ町村にまたがる水田地域にて東は国営田沢疎水開拓地、南は雄物川及び出川に、また西は玉川に囲まれた地域である。

この地域の用水源及び用水系統は、複雑多岐で統一をかき、さらに水源及び水利権の確定しないものもある。また湧水掛り地帯では慢性的な冷水被害を被っている。

排水については、河川の多くが未改修であり、特に平野部は用排兼用かつ断面狭少で蛇行がいちじるしく、無堤状態で原始河川に近い、このため40~50mmの降雨で毎年のように湛水被害を受けている。

本事業は以上の状況を改良するため国営事業にて玉川(角館町白岩広久内)に玉川頭首工を築造し、安定した用水源を確保し、幹線水路を作って用水の主幹線とし、さらに附帯県営事業にて支線水路の改良をし、主幹線と結び、地域のかんがいに支障をきたさないよう計るものである。

排水路改修は、国県営併行して未改修河川を改良整備するものである。

以上により永久水利権の確立と、適期に適量の水を利用し、洪水湛水被害を除去し、地下水を下げ乾田化効果を計り、近代的農業地帯の実現と農地の汎用化としての基盤確立をはかるものである。

2. 関係市町村及び地積

(単位ha)

大曲市	角館町	中仙町	六郷町	太田町	千畑町	仙北町	仙南村	計
2,086	293	2,622	398	817	702	2,098	692	9,708

3. 関係農家戸数

大曲市	角館町	中仙町	六郷町	太田町	千畑町	仙北町	仙南村	計
1,879	264	1,697	351	558	555	1,407	461	7,172

4. 主要工事計画(頭首工)

名称	河川名	形式	堤長	堤高	取水量	備考
玉川頭首工	玉川	フローティングタイプ可動堰	137.00m	3.20~3.90m	29.142m³/s	国営
丸子川頭首工	丸子川	〃	37.00	1.1~1.3	1.88	国営
石田頭首工	川口川	可動堰	37.90	0.85	1.242	県営
荒巻頭首工	川口川	可動堰	37.00	1.20	1.780	県営

5. 事業費

国営事業費 21,935,000千円

県営事業費 11,343,000千円(昭和62年度単価)

6. 工事の着手及び完了

区分	着手	完了
国営	昭和44年度	昭和60年度
県営	昭和45年度	昭和64年度予定

7. 効果

(単位百万円)

区分	増加見込純益額	増加見込所得額
金額	7,385	10,866

県営ほ場整備事業阿賀川Ⅱ期地区概要

事業名	県営ほ場整備事業
地区名	阿賀川Ⅱ期地区
事業主体	福島県
採択年度	昭和63年度
着工年度	昭和63年度
完了予定年度	平成8年度
受益面積	630ha
受益戸数	748戸
総事業費(H.4現在)	3,774,000千円
H.4年度事業量	65ha
H.4年度事業費	380,000千円
H.3年度まで進捗率	60.3%
事業費負担内訳	国45.4%、県27.5%、地元27.1%

※経過

年度	全体(H.4現在)	H.2年度まで	H.3年度	H.4年度	H.5年度以降
事業量	630ha	325ha	104.5ha	65ha	135.5ha
進捗率(累計)		51.6%	68.2%	78.5%	
事業費	3,774,000千円	1,594,535千円	679,593千円	380,000千円	1,026,872千円
進捗率(累計)		42.3%	60.3%	70.3%	

負担団体

地区所在地	河沼郡 会津坂下町
土地改良区名	阿賀川土地改良区
同上理事長	斎藤 善弘



編集子

会員の皆様あけましておめでとうございます。

好天に恵まれ穏やかな正月三ヶ日をお酒を頂きながら新しい年に向けての抱負を胸に過ごされた方もおられたことでしょう。傍らの酒びんに貼られた大きなレットテルが目止まりました。

有機無・低農薬栽培による酒造好適米の生産―JA熱塩加納村―

村の稲作農家は「食糧は人間にとって、まさに命、命の糧にふさわしい農産物の生産」を目指し、一九八〇年から有機無・低農薬栽培米の生産に取り組んできました。しかし、気象条件に支配される稲作で農薬を使用せずに栽培することは、容易なことではなく、不作に遭遇することも度々です。しかし、命のこと、環境のことを考えた農業を確立したいと努力を続けています。

大和川酒造店の「純米酒しぼりたて」「純米生酒」「純米吟醸」造りに使用されている原料米は、生産農家が本物の米を作ろうと苦労を重ね、安心への想いがいっぱいに込められた酒造好適米です。

今話題となっている環境を考え努力されている生産農家に本協議会佐原正秀会長の名前が記載されているのを発見ご苦労様です。

十七年目を迎えた本協議会の事業について考察するに会員が等しくその恩恵を受ける機会が必要である。四〇〇余名の会員のため何が一番大切なのか、選挙推進団体であるとか云う人もいるがそれも結構、一種の親睦団体であり、その事業とすれば会員が自由に参画出来る唯一の方法は機関紙への投稿ではないだろうか。今年も干支の会員二十七名に寄稿をお願いしたが果たして何名が？ 例年のことながら会員名簿を掲載しましたが選挙の年です大いに活用されることを望みます。本年もよろしくご指導ご鞭撻をお願いします。

(一月十六日記)